

発行

(公財) 暴力団壊滅秋田県民会議

(秋田県暴力追放運動推進センター)

〒 010-0951 秋田市山王四丁目1-5

☎ 018-824-8989 FAX 018-824-8990

新年おめでとうございます。当県民会議では、暴力団追放事業を推進するため「賛助会員制度」を設けて、企業・団体・個人の賛助を得てご加入をいただいております。皆様方のご要望にそえるように、多角的な事業活動の推進に努めてまいります。よろしくお願い申し上げます。

話は変わりますが、不当要求防止責任者は、選任していますか？相手は不当要求のプロです。プロに対抗するためには、不当要求防止責任者を選任し、不当要求防止責任者を中心に備え対応することが大切です。

法令編(立花書房教本の一部抜粋)

◎ 不当要求行為に対する基本的留意事項

暴力団等反社会的勢力に付け入られる隙を与えないためにも事業者、行政機関等(以下「事業者等」)は、平素から不当要求に対する備えをしておく必要があります。

暴力団等反社会的勢力による不当な資金獲得活動が、組織の威力を利用して行われていることにかんがみ、事業者等としてはこれらの不当要求に対して、不当要求防止責任者を選任する、組織的な対応体制を確立することが求められています。

(1) 組織的対応方法

ア トップの毅然たる対応方針とその貫徹

最も重要なことは、事業者等自らが「不当要求には絶対に応じない」という基本方針を従業員、全職員に徹底するとともに、この基本方針を内外に広く周知させることです。

イ 資料の整備(暴力団等反社会的勢力に関する情報収集～新聞等)

暴力団等反社会的威力から不当要求のアプローチがあった場合、「相手が誰なのか、どのような団体に属しているのか」などについてあらかじめ知っておくことは、極めて重要であり、対応のあり方を決定する上で参考になります。

そのためにも、日頃から新聞や週刊誌等で暴力団等反社会的勢力に関する記事を収集するなど資料を整備することは重要です。

また、これまでにアプローチのあった暴力団等反社会的勢力についても、その経緯や内容、団体名や連絡先等を資料化して蓄積することにより、貴重な資料となります。

ウ 機器の準備

暴力団等反社会的勢力との対応の内容は、後日の紛議等に備えて記録する必要があります。相手方に会話をICレコーダー等により録音することやビデオカメラにより撮影することを告げ記録します。

エ 不当要求防止責任者の選任

相手方は、不当要求のプロです。事業者等がそれに対抗するためには、事業者等の側において不当要求責任者を中心に対応していくことが大切です。不当要求防止責任者には、社会的経験が豊富にあり、事業者等の経営方針あるいは業務内容を把握している業務の統括管理者が望ましいと言えます。そして、不当要求防止責任者を選任した場合には、公安委員会(事業所を管轄する警察署)への届出を行うとともに、責任者講習を受講する必要があります。